

## 車種区分証明書の発行について

阪神高速道路株式会社

当社では、料金車種区分の判別を円滑に行い、スムーズにご通行いただけるよう、車種区分証明書の発行をいたします。

### 【発行手続きについて】

- お客さまから申請書をご提出いただき、当社の社員等が自動車検査証及び実際のお車を確認の上、車種区分証明書を発行いたします。
- 発行ご希望の方は、あらかじめ「阪神高速道路お客さまセンター」宛にお問い合わせください。  
(06-6576-1484 : 24 時間(年中無休))
- 折り返し担当よりお電話差し上げてお車を確認させていただく日時・場所等(原則、平日 9:30~17:30) を調整させていただきます。
- 直接営業所等にお越しいただいた場合対応はできませんのでご了承下さい。
- 発行場所までの阪神高速道路通行利用料金は、お客さまにご負担いただきます。
- 発行場所では、必要書類への記載、車検証、自動車の撮影にご協力をお願いいたします。
- 車種区分証明書の発行には日数を要しますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

### 【通行方法等】

- 車種区分証明書が発行されたお客さまは、阪神高速をご利用いただく際に携行いただき、料金のお支払い時に料金所スタッフにご提示ください(自動収受機設置の場合は呼び出しボタンを押して対応スタッフをお呼びください)。  
なお、N E X C O 西日本ほか各高速道路会社にて発行された車種区分証明書も同様にご利用いただけます。
- 自動車検査証の有効期限が満了した場合、及び記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。
- 引き続き車種区分証明書が必要な場合は、無効となった車種区分証明書を返却し、更新又は再交付を行ってください。

以 上